

「みんなの健康」

現代は「ストレス社会」と言われる
 ストレスが多い社会です。このような
 ストレスの中、無理をして頑張りすぎ
 ることで、こころや身体の病気にわか
 る方が増えています。

ちよとした悩みでも一人で抱え込
 むず、まずは相談ください。
 こんな悩みはありませんか？

・寝つきが悪く、朝早く目が覚めてし
 まう

・人に会うのがおっくうで、何でもめん
 ざりやわう

・人間関係で悩んでいる

・自分の性格が気になる

・気分がゆううつ、やる気がでない、だ
 るさ

・やせいなことに腹が立ち、イライラ
 する

・病気のことを知りたい(統合失調症、
 ついで病など)

・こころの悩みや精神疾患などにつ
 いて、本人だけでなく、ご家族や周
 囲の方からの相談もお受けします。

〈保健師による相談(電話・面接)〉

随時受け付け(月～金 午前8時30
 分～午後5時30分)

まずはお電話でお問い合わせください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉人権係
 ☎ 91288

〈専門医(精神科医師)による相談〉

県南健康福祉センターにて、月1回
 行っています(原則第1金曜日)。事
 前予約が必要です。お電話でご予約
 ください。

▼問い合わせ先

栃木県県南健康福祉センター
 健康福祉課 精神保健福祉担当
 小山市犬塚3丁目1-1
 ☎ 02885(2)6192

自立支援医療制度

通院医療費の負担軽減

うつをはじめとする精神疾患をお
 持ちの方が通院によって医療を受け
 た場合に、利用者の負担を軽減する
 ために医療費の一部を公費で負担す
 る制度です。

制度を受けるためには申請が必要
 です。(申請書等は健康福祉課窓口)
 あります)

詳しくは、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉人権係
 ☎ 91288
 FAX 74933

7月は「第59回社会を明るくする運動」強調月間

●「社会を明るくする運動」とは、

『社会を明るくする運動』は、すべて
 の国民が、犯罪や非行の防止と罪を
 犯した人たちの立ち直りについて理
 解を深め、それぞれの立場において力
 を合わせ、犯罪や非行のない明るい社
 会を作っていくこととする全国的な運
 動です。

第2次世界大戦後、貧しさなどか
 ら非行に走る子どもがたくさんいま
 した。その状況に心を痛めた東京銀
 座商店街の人々が、これらの子どもた
 ちを救うた
 めのキャンペ
 ーン「銀座フ
 エアー」を行
 いました。

この活動
 がきっかけと
 なって、昭和
 26年から法
 務省が呼び
 かけて『社会
 を明るくす
 る運動』が始
 まりました。

日時・場所=下記参照 (受付:午前9:00~)

地区	明治地区	上三川地区	本郷地区
日時	7月14日(火) 午前9:30~11:30	7月15日(水) 午前9:30~11:30	7月16日(木) 午前9:30~11:30
場所	石田コミュニテイ センター	上三川町役場 3階 中会議室	本郷北 コミュニテイセンター

●今回の行動目標・重点事項

◆行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

※地域に暮らす方々の参加をお願
 いします。

◆重点目標「犯罪や非行をした人
 たちの就労支援」

●「三三集会開催」

犯罪や非行を防止し、21世紀を担う
 青少年を健全に育成することは、市民
 すべての願いです。町では、犯罪や非行
 の防止を社会全体の責務としてとらえ
 「青少年は地域社会からはぐくむ」とい
 う観点に立ち、地域社会が一体となつた
 取り組みを進めるため「三三集会」を開
 催します。どなたでもご自由に参加で
 きますので、お気軽にご来場ください。

▼内容＝警察官による講話、ビデオ視
 聴、フリートーク

▼問い合わせ先＝健康福祉課
 福祉人権係
 ☎ 91288

国民年金

「保険料免除制度」を ご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによつて承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の

一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。



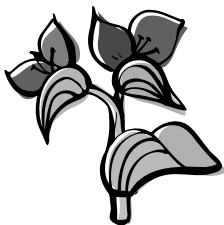
	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/3
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,670円	1/2
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,330円	2/3
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,000円	5/6

- ▼受付日7月1日(水)～
- ▼免除承認期間平成21年7月～平成22年6月分
- ▼必要なもの
 - ・印かん
 - ・代理申請の場合は運転免許証など
 - ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格証

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先
 保険課 国保年金係
 ☎(56) 9134
 宇都宮西社会保険事務所
 ☎028(622)4222



犬についてもっと知ってみませんか？

小学4年生～中学2年生までの生徒と家族を対象に、「動物愛護ふれあいサマースクール」を開催します。子犬のしつけやシャンプーを実際に体験できるチャンスです。ぜひともご参加ください！

▼内容 犬についての講義、子犬のシャンプー体験教室など

▼日時

- 第1回目7月29日(水)午前10時～午後3時
- 第2回目7月31日(金)午後10時～午後3時
- (どちらか一方の日時での参加となります)

▼場所 栃木県動物愛護指導センター

▼対象 小学4年生から中学2年生までの生徒とその家族

(小学生は原則として親子2～3名で1組として申し込んでください)

▼定員 各回10組(20人程度)

▼申込方法 電話で動物愛護指導センターまでお申し込みいただきます。その後センターから郵送される正式な「申込書」を提出してください。

▼申込期間 7月1日(水)～7月17日(金)まで
 募集定員に達した場合は、その時点で応募を締め切らせていただきます。

▼参加費 無料

▼申し込み・問い合わせ先

栃木県動物愛護指導センター 普及調査課
 〒321-0166 宇都宮市今宮4-7-18
 ☎028(684)54500
 ☎028(684)59206
 FAX 028(684)59206